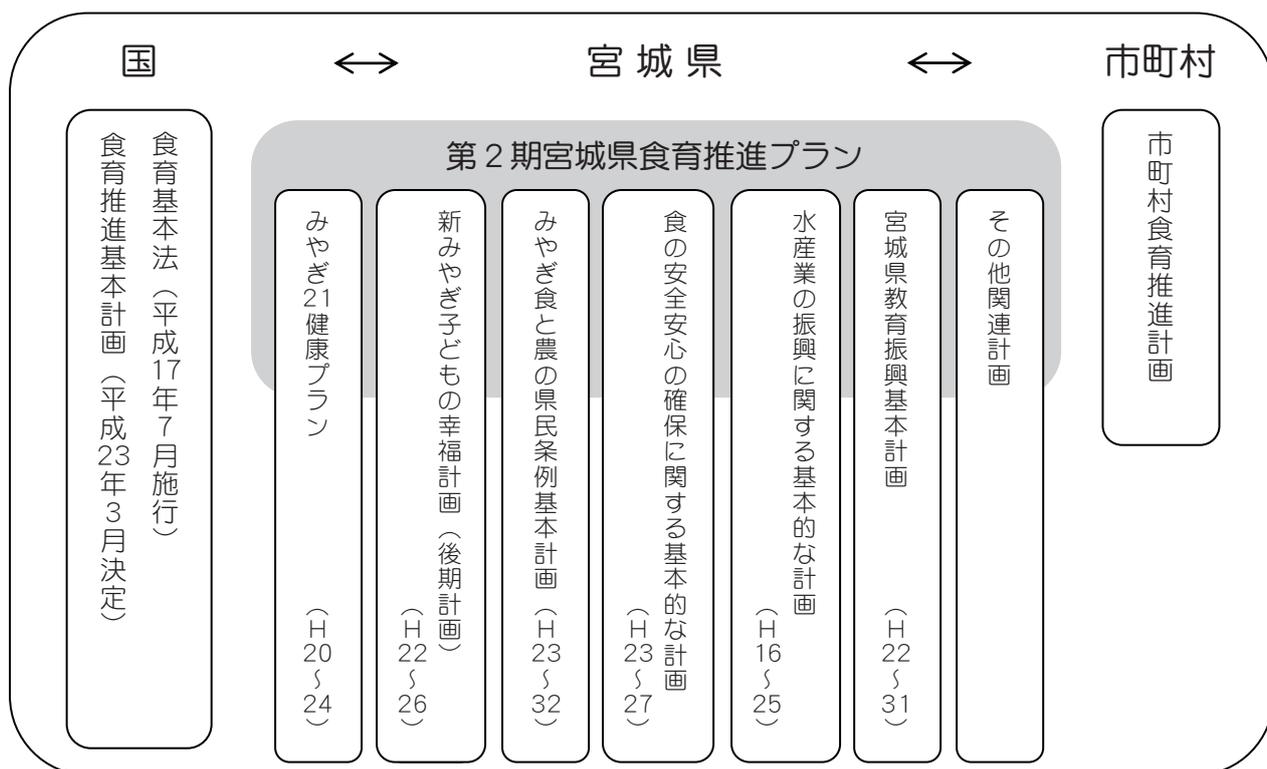


2 計画の位置づけ

本計画は、宮城の特性を生かした食育推進の方向性を示すための計画として策定し、食育基本法第17条第1項に規定する都道府県食育推進計画として位置づけます。

その実施に当たっては、既存の関連計画と連携しながら本県の食育を推進していくこととします。



3 計画の期間

本計画は、平成23年度から平成27年度までの5年間の計画とし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。